

二宮町庁用車広告事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が管理する庁用車（以下「庁用車」という。）への広告募集及び掲載に関し、二宮町広告事業実施要綱（以下「広告事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体及び位置)

第2条 広告を掲載する媒体は町長が指定する庁用車とし、掲載する位置は庁用車の左右両側面の町長が指定する位置とする。

(広告掲載料金及び掲載期間)

第3条 広告掲載料金は月額 3,000 円とし、掲載期間は1か月から最長 12 か月とする。ただし、年度を超える期間を設定することはできない。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、縦 50 c m×横 70 c m以内で、マグネットシート等の広告掲載期間中における車体からの剥離、又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離を生じさせない素材とし、庁用車の本体に直接表示する方法によることはできない。

(広告の色彩等)

第5条 庁用車に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両通行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 町の景観との調和をそこなうもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招く次のような広告物
 - ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 過度に鮮やかな模様、色彩を使用するもの
- (6) 周囲の運転者の注意力が散漫となる次のような広告物
 - ア デザイン構成が、ストーリー性のあるものや映像表示となっているもの
 - イ 絵柄や文字が過密であるもの

(広告の申込)

第6条 庁用車への広告掲載を申し込もうとする者（以下「広告主」という。）は、掲載希望月の前々月の初日から末日までの間に、二宮町庁用車広告掲載申込書（第

1号様式)に広告案を添付して町長に提出するものとする。

(広告内容の修正等)

第7条 町長は、前条に規定する広告案の審査の結果、当該審査に係る広告に修正すべき箇所がある場合は、その修正を広告主に求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、第6条の規定による申込みがあったときは、広告事業実施要綱第4条及び本要領の定める基準により内容を審査してその適否を決定し、その結果を二宮町庁用車広告掲載決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

2 町長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。なお、同順位での複数の申込みがあった場合は広告掲載希望月数が多いものを優先し、広告掲載期間が同一の場合は、申込の受付順により決定する。

- (1) 出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業者等

3 広告掲載の承認を受けた広告主は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第2条第1項による屋外広告物の表示許可を受け、当該許可を受けたことを証する書類を町へ提示しなければならない。

(広告掲載料の納入方法)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載の決定を受けた期間の全額の広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己都合により広告を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により取下げようとするときは、二宮町庁用車広告掲載取下申出書(第3号様式)により、町長に申出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、広告事業実施要綱第7条第2項に定めるもののほか、次の各号に該当するときは、二宮町庁用車広告掲載取消通知書(第4号様式)により広告掲載の決定を取消し、又はその掲載を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告が提出されなかったとき
- (2) 指定する期日までに第8条第3項に規定する書類が提出されなかったとき
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (4) 天災、事変その他非常事態が生じたとき
- (5) 広告主または広告内容が不相当であると町長が判断したとき

(広告掲載料の還付)

第 12 条 広告事業実施要綱第 9 条第 3 項に定めるもののほか、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取消したときは、二宮町庁用車広告掲載料還付請求書(第 5 号様式)に二宮町庁用車広告掲載決定通知書を添えて町長に請求することにより、納付済みの広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(費用負担等)

第 13 条 広告の作成費用及び庁用車への掲載費用又は掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が現状に復するものとする。

3 町長は、広告主が前 2 項の義務を履行しない場合は、自ら当該広告を撤去し、又は現状復帰し、広告主からその費用を徴収することができる。

4 広告掲載期間中に町の責めにおいて広告の破損等が生じた場合は、町が広告を現状に復し、またはその損害を賠償するものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 14 条 広告主は、広告の掲載に関連して、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく町長に報告し、事後対策について協議するとともに、所轄の警察署に通報し、被害を受けた場合は被害届を提出しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。